動薬協会発 13 号 平成25年4月4日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 会 員 各 位

> 公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 福 井 邦 顯 (公印省略)

家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る 留意事項の改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省所費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長より 通知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡 平成25年4月1日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水產省消費·安全局動物衛生課 家畜防疫対策室長

家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項の 改正について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事及び都道府県畜産主務部長あてに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、引き続き家畜防疫の重要性を御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

(問合せ先)

防疫業務班 大倉、植田

Tel: 03-3502-8292



24消安第6367号 平成25年4月1日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」の一部改正について

貴職におかれましては、日頃から農林水産行政の推進に御協力いただきありがと うございます。

平成23年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)の改正により、農林水産大臣の指定する症状(特定症状)を呈している家畜を発見した獣医師又は家畜の所有者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出ることとされました。この特定症状の内容につきましては、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件」(平成23年9月28日農林水産省告示第1865号)において規定するとともに、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」(平成23年10月1日付け23消安第3309号。以下「運用通知」という。)において、当該届出制度の運用に際して留意すべき事項を詳細に定め、お知らせしたところです。

今般、上記の届出制度の施行(平成23年10月1日)後、一定の知見が収集されたことから、当該制度をより適切に運用するため、運用通知の一部を別添の新旧対照表のとおり改正いたしましたので、御了知いただくとともに、制度の適切かつ円滑な運用に御協力いただきますようお願いいたします。

(別添として新旧対照表を添付)

〇 「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」(平成23年10月1日付け23消安第3309号農林水産省消費・安全局長 通知)の新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後

1 • 2 (略)

3 死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな家畜における対応について

次に例示する場合などについては、死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな場合として、特定症状に該当しないものとして差し支えないものとすること。ただし、当該農場に対し、家畜に更なる異状が認められた場合には通報するよう指導するなど、引き続き当該農場における異状の把握に努めること。 (例)

- ・ 同一の畜房内において半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の 2日間において死亡している養豚場において、子畜の死亡が継続 しており、その原因がPRRSウイルスなど既知の病原体であること が確認されている場合であって、獣医師が、親畜及び子畜の症状 等から、死亡の理由が当該病原体によるものであると判断した場 合
- ・ 家きんの飼養羽数が少ない(概ね100羽未満)ため、過去21日間の平均死亡羽数が 0 羽であるにもかかわらず、1 羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去21日間の 2 倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合
- ・ 21日齢以下のひなの死亡により、同一の家きん舎内における1 日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている 場合であって、当該家きん舎における21日齢以下のひなの死亡羽 数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の 飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平 均的なひなの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の 家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の2倍未満であり、 かつ、当該家きん舎内における21日齢を超える家きんの死亡率が、 過去21日間の平均の2倍未満の場合
- ・ 当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めた誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん(以下「換羽家きん」という。)の死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん

改正前

1・2 (略)

3 死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな家畜における対応について

次に例示する場合などについては、死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな場合として、特定症状に該当しないものとして差し支えないものとすること。ただし、当該農場に対し、家畜に更なる異状が認められた場合には通報するよう指導するなど、引き続き当該農場における異状の把握に努めること。(例)

- ・ 同一の畜房内において半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の 2日間において死亡している養豚場において、子畜の死亡が継続 しており、その原因がPRRSウイルスなど既知の病原体であること が確認されている場合であって、獣医師が、親畜及び子畜の症状 等から、死亡の理由が当該病原体によるものであると判断した場 合
- ・ 家きんの飼養羽数が少ない(概ね100羽未満)ため、過去21日間の平均死亡羽数が0羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去21日間の2倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

舎内における平均的な換羽家きんの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の2倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、過去21日間の平均の2倍未満の場合

4~8 (略)

4~8 (略)



24消安第6369号 平成25年4月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」の改正について

平素から家畜衛生行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

平成23年10月1日に施行された家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による特定症状を発見した際の届出については、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件」(平成23年9月28日農林水産省告示第1865号)において、死亡率が2倍以上であっても家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、不要とされています。

これまで、この届出制度に基づき都道府県から報告をいただいているところですが、これらの報告事例の中には、家きんの生産実態等も踏まえると、届出を要さないと考えられる事例も散見されております。このことを踏まえ、今般、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」(平成23年10月1日付け23消安第3309号)が改正され、死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな家きんにおける対応について、特定症状に該当しないものとして差し支えない場合の例が追加されることとなりました。

ついては、都道府県におかれましては、下記の事項に留意の上、家きんの所有者 や獣医師等に対して、今般の改正内容を周知いただき、特定症状を呈する異常家き んを発見した際は、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在を管轄する家畜保健 衛生所に通報するよう、改めて指導を徹底していただくとともに、家きんの所有者 からの要望等に応じて、死亡率の設定の協議に対応いただきますようお願いいたし ます。

なお、都道府県からの報告において、報告するタイミングが必ずしも適切とは言いがたい事例や立入検査時の調査結果報告に長時間を要した事例、獣医師からの最初の通報時の聴取内容が不十分である事例といった、改善を要する事例も散見され

ております。都道府県におかれましては各特定家畜伝染病防疫指針の手順を再度確認し、適切な対応を徹底いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 次の追加事例に対する留意事項

追加事例①:「21日齢以下のひなの死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における21日齢以下のひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の2倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における21日齢を超える家きんの死亡率が、過去21日間の平均の2倍未満の場合」

留意事項:ここで記載されている、「当該家きん舎内における平均的なひなの 死亡率」については、原則として、当該家きん舎における直近1年 間の同一に管理される21日齢以下のひなの群の死亡率を参考にして 定めることとするが、必要に応じ、鶏種や季節的な要件も加味し、 例えば、鶏種毎や四半期毎に定めることもできるものとする。

2. 次の追加事例に対する留意事項

追加事例②:「当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めた誘導 換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん(以下 「換羽家きん」という。)の死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の 飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均 的な換羽家きんの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県 の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の2倍未満であり、 かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、 過去21日間の平均の2倍未満の場合」

留意事項

: ここで記載されている、「家畜防疫員と協議して定めた誘導換羽期間」については、原則として、誘導換羽開始から2週間以内とするが、必要に応じ、過去の誘導換羽による家きん死亡率の変動を加味し、誘導換羽後に影響が残る期間も含めて定めることもできるものとする。

また、「当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率」については、当該家きん舎における直近2回以上の同一に管理される誘導換羽時の家きんの群の死亡率を参考にして定めることとするが、必要に応じ、鶏種や季節的な要件も加味し、例えば、鶏種毎や四半期毎に定めることもできるものとする。